

web3PT

-NFTガイドライン策定のご報告-

2022年11月24日

スポーツエコシステム推進協議会 事務局長
西村あさひ法律事務所 弁護士

稲垣 弘則

スポーツエコシステム推進協議会(C-SEP)について

■ 協議会の目的

- DX時代のスポーツ産業の資金循環強化及びスポーツを起点としたエコシステムの推進に向けて、専門家や世論を巻き込んだ活動を行う。具体的には、**スポーツデータの活用やスポーツベッティング、ファンタジースポーツ、NFTやスポーツトークン等スポーツDX全般が射程**。国際動向等に関する調査を行い、適正な市場形成のための具体的施策の立案・推進・広報を展開予定(2022年1月31日に設立)。

■ 参画企業 (本年11月24日時点 計**98**社)

(理事企業) **41**社

梓設計、アビームコンサルティング、伊藤忠商事、EYストラテジー・アンド・コンサルティング、エイジェック、SBプレイヤーズ、NTTドコモ、共同通信デジタル、KDDI、KPMGコンサルティング、コナミデジタルエンタテインメント、サイバーエージェント、CyberZ、CBC、Japan Baseball Data、ジャングルX、スカパーJSAT、セガサミー・ホールディングス、ソニー・ミュージックエンタテインメント、ソフトバンク、ディー・エヌ・エー、DMM.com、日本電気、乃村工藝社、データスタジアム、電通、パーソルキャリア、ぴあ、PwCコンサルティング、博報堂DYメディアパートナーズ、ファナティクス・ジャパン、富士通、ボストンコンサルティンググループ、マイナビ、マイネット、マネックスグループ、ミクシィ、みずほ銀行、メルカリ、ヤフー、楽天グループ

(一般会員企業) **57**社



スポーツ×web3(NFT)の従前の課題

■ NBA Top Shot

- Dapper Labs社がNBAと提携して選手のプレー動画等のNFTをパッケージ販売
- 2020年10月のサービス開始後1年間で売上高が7億ドル(約770億円)を超えたと言われている
- 二次流通市場も活性化(95%が二次流通市場からの売上げ)
- 二次流通市場において20万ドル(約2,200万円)以上の価格で取引される例も存在



■ 日本における課題(NFTホワイトペーパー作成当時)

- NBA Top Shotと同様の①NFTのパッケージ販売と②二次流通市場を併設したサービスを日本で提供する場合に、賭博罪の該当性に懸念が示されていた
 - サービス提供を躊躇する事業者が多く、スポーツ産業におけるNFTを活用したビジネスの発展を大きく阻害している状況であった
- NFTの販売及び二次流通市場からの収益をスポーツ団体や選手に還元する際の権利関係やルール整備が不十分であることが指摘されていた

② NFTビジネスの発展に必要な施策

問題の所在

提言

2. ランダム型販売と二次流通市場を組み合わせた NFTビジネスの賭博罪該当性が懸念されている

賭博罪の成否につき、関係省庁から事前に見解を求めることができる仕組みを整備すべき。少なくとも一定の事業形態が賭博に該当しないことを関係省庁から明確に示すべき

3. 外見上違いがない NFT が多数発行される場合に、当該 NFT が暗号資産に該当するかが不明確

4. NFT プラットフォーマーが暗号資産決済についてエスクローサービスを提供した場合、暗号資産交換業に該当するかが不明確

5. 銀行グループが NFT 関連ビジネスを行おうとする場合、業務範囲規制との関係で法的位置付けが不明確

6. スポーツ・エンタメ業界などにおいて、二次流通にかかる実演家のロイヤリティ收受の権利関係の整理が十分にされていない

7. 複数のメタバースサービスでデジタル資産を相互利用する際に必要となる仕組みの共通化が未実現

ホワイトペーパー本文では、「**ランダム型販売や二次流通市場を利用して NFT を購入する消費者を保護する観点からのルール整備は別途検討を進めるべきであり、関係省庁の見解を踏まえた事業者におけるガイドラインの策定等が行われることが期待される。**」旨が記載。

ソフトローの定立や新たな立法により、パブリシティ権の内容及び範囲の明確化を図るべき。NFT の二次流通から得られた収益還元のルール整備を行うべき

日本の事業者がデファクトスタンダード確立に向けた、国際的な議論をリードできるよう、政府が積極的にイニシアチブを発揮し、業種横断的な情報収集や議論の場が設けるべき

ガイドライン策定経緯

- 経産省・スポーツ庁 「スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会」において、NFTのパッケージ販売と二次流通市場の提供の賭博該当性等について議論
 - 東京大学大学院法学政治学研究科橋爪隆教授、及び、西村あさひ法律事務所から、NBA Top Shotモデルにおける賭博罪の該当性について見解が出された
- NFTホワイトペーパー、上記研究会の議論も踏まえて、C-SEP「スポーツDX産業ワーキンググループ」において、ガイドライン策定に向けて議論し、9月20日に公表
 - 外部有識者(プロスポーツ団体に所属する複数のNFT事業担当者及び橋爪隆教授を含む。)、オブザーバーとしての経済産業省商務サービスグループスポーツ産業室等で議論
- 一般社団法人Japan Contents Blockchain Initiative(JCBI)、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)、一般社団法人日本ブロックチェーン協会(JBA)、一般社団法人ブロックチェーン推進協会(BCCC)及びC-SEPで合同ガイドライン策定に向けて議論し、10月12日に公表

2種類のNFTガイドラインの内容

	C-SEPガイドライン(9/20)	合同ガイドライン(10/12)
策定主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ C-SEP 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロックチェーン業界団体(JCBI、JCBA、JBA、BCCC)、C-SEP
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ NBA Top Shotに類似するサービス提供について、<u>賭博罪の該当性</u>や<u>二次流通市場からの収益還元に関する法的整理を行う</u>と共に、<u>消費者保護に配慮</u>した国内で展開可能と考えられるビジネスモデルを提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ C-SEPガイドラインの整理を参考としつつ、<u>NFTのランダム型販売について賭博に該当しないと考えられる類型を整理</u>、<u>消費者保護の観点</u>から事業者が配慮すべき事項を示す
スコープ	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>スポーツコンテンツを活用したNFTの「パッケージ販売」</u>と二次流通市場を併設したサービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NFTの<u>ランダム型販売(ガチャ販売、パッケージ販売、リビール販売、ランダムジェネレーション販売)</u>と二次流通市場を併設したサービス提供
策定過程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経産省等の関係省庁、プロスポーツ団体、関係団体(ブロックチェーン業界団体、ゲーム業界団体)との議論・意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロックチェーン業界団体及びC-SEPの各リーガルアドバイザー(弁護士)における議論

西村あさひ法律事務所